

建築計画概要書等の閲覧について

標記の閲覧規定については「**奈良県建築計画概要書等閲覧規程(昭和四十六年二月十二日奈良県告示第五百二十号)**」において定められております。
当規定に違反する場合は**閲覧ができません**ので予め了承ください。

閲覧時間 午前9時30～午後4時30分まで

※前後の時間で概要書の整理を行います。

閲覧場所 本庁建築課 (建物規模は2000㎡以上又は4階以上)

各土木事務所 (上記以外)

※奈良市・橿原市・生駒市については、各市建築指導課となります。

注意事項

- ・ 建築計画概要書はS46年1月以降の建築物が対象です。
- ・ 不明な点等がございましたら、本課建築指導係又は各土木事務所建築確認担当課までお問い合わせ下さい。